



中国自一第181号
中国技保第62号
平成29年8月21日

(公社)広島県バス協会 会長 殿

中国運輸局自動車交通部長



中国運輸局自動車技術安全部長



乗務中の携帯電話・スマートフォンの適切な使用及び管理の徹底について

事業用自動車の運行の安全確保については、従来から機会あるごとに注意喚起をしているところであるが、今般、管内の乗合バスの運転者が運転中にスマートフォンを操作していた事案及び携帯電話を使用して通話した事案が発生した。

本件については幸い事故に至らなかったものの、運転中に携帯電話を使用して通話する行為やスマートフォン等の画像を注視する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、昨年11月に同種事案の再発防止について通達を発出し、業界全体で信頼回復に取り組んでいる中、このような安全を軽視する事案が再発したことは誠に遺憾である。

ついては、貴会会員に対し、携帯電話による通話やスマートフォンの操作に係る適切な使用及び管理について改めて徹底を図られたい。

また、併せて公益社団法人日本バス協会作成の「乗務中の携帯電話・スマートフォンの取扱いに関する社内規程のガイドライン」の周知を図られたい。

